

一般社団法人 千葉県作業療法士会

賛助会員 規程

(賛助会員)

- 第1条 一般社団法人千葉県作業療法士会定款第7条2項第2号に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は法人は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て賛助会員となることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、別に定める「学生会員規程」の対象となる者（以下「学生会員」という）の入会資格、手続き等については、同規程によるものとする。

(賛助会員の会費等)

- 第2条 賛助会員をA会員（企業・法人等）・B会員（個人）・C会員（学生会員）に区分し、入会金及び年会費を次の通りとする。
- A会員 入会金無料 年会費2万円以上（一口1万円で二口以上）
B会員 入会金無料 年会費1万円以上（一口1万円で一口以上）
C会員 入会金無料 年会費無料
- 2 A会員およびB会員の年会費の対象期間は、初年度については入会日から翌年3月31日まで（ただし、1～3月に入会した場合は、入会日から入会日と同じ年の3月31日まで）、次年度以降については4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 C会員の会費の取り扱い、および資格期間については、学生会員規程第5条および第6条の定めるところによる。

(賛助会員の特典)

- 第3条 A会員およびB会員は、次の特典を受けることができる。
- (1) 作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導・助言を受けることが出来る。
- (2) 本会が主催する学会等で展示設備のある場合には、1展示区分の展示空間を無償で利用することが出来る。
ただしB会員については、その内容等を吟味検討し理事会がこの可否を決定する。
この際、設営に掛かる実費は、当該賛助会員の負担とする。
- (3) 本会ホームページにバナーを掲載することが出来る。ただし個人会員（B会員）からの掲載依頼については、その内容等を吟味検討し理事会がこの可否を決定する。
バナーサイズ：横 350px 縦 192px
- 2 C会員が受けることができる特典、および本会の事業への参加に関する取扱いについては、学生会員規程第8条および第9条の定めるところによる。

(募金の制限)

第4条 本会は主催する学会、研修会等の際し、賛助会員に寄付を求めないことを原則とする。

(附則) この規程は平成25年3月1日より施行する。

(附則) この規程は令和2年2月18日一部を改正し施行する。

(附則) この規程は令和2 年6月28日一部を改正し施行する。

(附則) この規程は令和2 年11月4日一部を改訂し施行する。

(附則) この規程は令和7年3月10日一部を改訂し施行する。

(附則) この規程は令和8年6月21日一部を改訂し施行する。